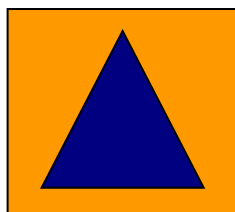
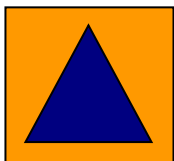


彦根市国民保護計画



令和 8 年 8 月

彦 根 市



表紙のマークは第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者に関する追加議定書）で規定された国際的な特殊標章であり、国民保護措置を行う者およびその団体、その団体が使用する車両などを識別するために使用することができる。

【本編 P-81】【資料編 P-64】 参照

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地理的特徴

(1) 地形

本市は、滋賀県東北部、近江盆地の東部に位置し、市域は多景島、琵琶湖岸の湖東平野から鈴鹿山地に及んでいる。

市域の地形は、鈴鹿山系から琵琶湖まで、山地・丘陵と低地に大別できる。

市域の北東部は、鈴鹿山系の西縁にあたる山地が占めている。山地は、地形的に東側の標高650メートル前後の山塊と西側の標高300メートル以下の山塊(佐和山を含む。)の2つに大別できる。この他に、低地部に彦根山、雨壺山、荒神山など孤立丘と呼ばれる山地がある。

琵琶湖に面する本市は、市域の3分の2以上が低地である。低地部は、鈴鹿山系から琵琶湖に注ぐ河川がもたらした土砂からなり、その形成は現在の河川と密接な関係がある。湖岸沿いには、かつては松原湖・野田沼・曾根沼などの内湖があったが、現在その大半は、干拓事業により農地などになっている。

主な河川としては、愛知川・宇曽川・犬上川・芹川・矢倉川がある。これらの河川は、県内の一般的な河川の特徴と同様に、流路延長が短く、やや天井川の傾向にある。

*** 資料18 地勢【資料編P-43参照】**

(2) 気候（彦根地方気象台の観測値・平年値）

ア 気温

平均気温(平年値)は15.0℃で、年間を通じて、隣接府県の都市と大差なく穏やかな地域に入る。

イ 降水量

年間降水量(平年値)は1,610.0ミリメートルで、全国的には平均的な量である。また、月別降水量(平年値)は7月が最も多く、次いで6月、9月となっている。

ウ 降雪量

年間降雪量(平年値)は81センチメートルと内陸盆地ながら多い。

エ 風向・風速

風向きは、年間を通じて北西方向の風が卓越し、特に冬は北西の季節風の影響が強い。

10m/s 以上の強風日数(平年値)は年間 32.8 日で、特に 12 月から 3 月が毎月 4～5 日と多い。

*** 資料19 平年値および平成18年(2006年)から令和7年(2025年)までの各年の観測値【資料編P-44参照】**

2 社会的特徴

市の人口は約 11 万人であり、宅地造成などの開発が進み、毎年、微増傾向にある。

市の公共交通機関は、鉄道としては J R 琵琶湖線と近江鉄道があり、バス輸送としては湖国バスおよび彦根観光バスが運行されている。市内には J R 琵琶湖線の 4 駅、近江鉄道の 7 駅が開業されている。また、路線バスは J R 各駅を起点に運行されている。

道路は名神高速道路の彦根インターチェンジがあるほか、幹線となる道路としては、国道 8 号、国道 306・307 号、主要地方道大津能登川長浜線および彦根近江八幡線が湖岸線とほぼ平行に市域を貫き、その他の県道・市道などが幹線を繋いでいる。

琵琶湖の水上交通については、琵琶湖汽船(株)、近江トラベル(株)が定期航路等を運行しており、市には彦根港があり、観光客も多数利用している。

また、市北部には国宝 彦根城天守や佐和山城跡があり、彦根城を中心とした歴史的街なみに、四季を通じて多くの観光客が訪れ、文化財も多数存在する。

3 その他

人口等、経年変化が生じるものについては、資料編で整備する。

*** 資料20 人口分布、世帯数、昼夜間の人口データ【資料編P-45参照】**

*** 資料21 主要道路網、鉄道網【資料編P-47参照】**

*** 資料22 隣接県に所在する原子力発電所【資料編P-49参照】**

*** 資料23 輸送力(鉄道、バスなど)【資料編P-51参照】**

*** 資料24 避難施設リスト、避難施設担当割【資料編P-52～55参照】**

*** 資料25 備蓄物資、調達可能物資リスト【資料編P-56～61参照】**

*** 資料26 報道機関一覧【資料編P-62参照】**

*** 資料27 消防機関一覧【資料編P-63参照】**

確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員および自主防災組織等のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等を活用するなど、多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁および警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成など、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態および項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動および判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練および市対策本部設置運営訓練

イ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練および警報・避難の指示等の通知・伝達訓練

ウ 避難誘導訓練および救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、市民の避難誘導や救援等に当たり、自治会・町内会、自主防災組織などの協力を求めるとともに、特に高齢者、障害のある人、児童その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、市民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、市民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用、または居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画およびマニュアル等に準じて警報の内容の伝達および避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。
- キ 市は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関および指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努める。

- イ 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- オ 輸送手段の確保の調整(※輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- カ 要配慮者の避難方法の決定(避難支援プラン、要配慮者支援班の設置)
- キ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用自動車等の使用にかかる調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ク 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ケ 関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- コ 自衛隊および米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による港湾施設、飛行場施設、道路の利用指針を踏まえた対応)

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）および国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、市民および関係団体に伝達する。その際、市民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、消防団長、市の区域を管轄する警察署長および自衛隊滋賀地方協力本部長ならびにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員ならびに消防長および消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、

この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、市民に対する避難誘導活動への理解や、協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど市民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部および消防署は、消火活動および救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な要配慮者の人員輸送車両等による搬送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動および救助・救急活動について、消防本部、または消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認や、要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員および消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長および国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官および自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

N B C 攻撃の場合

市長は、N B C 攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講ずることや、風下方向を避けて避難を行う等に留意して避難誘導を行う。

武力攻撃原子力災害の場合

武力攻撃原子力災害の場合の避難については、国の対策本部における専門的な分析を踏まえた避難の指示が行われることとなるが、事態の状況を見て、次のような指示が行われることとなる。

ア コンクリート建物等への屋内避難

イ 事態の進捗に応じて、避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、他の地域への移動

第5章 救援 ＜法第74条～第76条関係＞

市は、知事の指示に基づく避難住民や被災者の生命、身体および財産を保護するための救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容および期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで、実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ア 収容施設の供与
- イ 食品・飲料水および生活必需品等の給与または貸与
- ウ 医療の提供および助産
- エ 被災者の搜索および救出
- オ 埋葬および火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供
- キ 福祉サービスの提供
- ク 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ケ 学用品の給与
- コ 死体の搜索および処理
- サ 武力攻撃災害によって、住居またはその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

*** 資料13 救援の実施の流れ【資料編P-30参照】**

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国および他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 事業者との連携

市は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。

(4) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置またはその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら、救援の措置を実施する。

(5) 緊急物資の運送の求め等

市長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度および基準」という。)および県国民保護計画の内容に基づき、救援の措置を行う。市長は、「救援の程度および基準」によっては、救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に、特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

【医療活動等を実施する際に、特に留意すべき事項】

核攻撃等または武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して、医療活動等を実施する。

① 核攻撃等または武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

ア 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施

イ 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

② 生物剤による攻撃の場合の医療活動

ア 症状等が、既知の疾病と明らかに異なる感染症、または重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送および入院措置（必要に応じた、医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）

イ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

③ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

(3) 救援の内容

市長は、救援に関し、事務の委任を受けた場合は、それぞれ、次の点に留意して実施する。

ア 収容施設の供与

(ア) 避難所の候補の把握（市民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）

(イ) 仮設トイレの設置および清掃・消毒等の適切な管理

(ウ) 避難所におけるプライバシーの確保への配慮

(エ) 高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与

(オ) 老人居宅介護等事業、授乳や保育等利用しやすい構造および設備を有し、高齢者、障害のある人、児童その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与

(カ) 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）

(キ) 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応

(ク) 提供対象人数および世帯数の把握

(ケ) 状況に応じて避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた避難所運営の実施

イ 食品・飲料水および生活必需品等の給与または貸与

(ア) 食品・飲料水および生活必需品等の備蓄物資の確認

(イ) 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の県等への支援要請

(ウ) 提供対象人数および世帯数の把握

(エ) 引渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

ウ 医療の提供および助産

(ア) 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認

(イ) 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集

(ウ) 救護班の編成、派遣および活動に関する情報の収集

(エ) 避難住民等の健康状態の把握

(オ) 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況

(カ) 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応

(キ) 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保

(ク) 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

エ 被災者の捜索および救出

(ア) 被災者の捜索および救出の実施についての県警察、消防機関および自衛隊等の関係機関との連携

(イ) 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

彦根市国民保護計画 本編

編集発行

彦根市

(彦根市総務部危機管理課)

〒522-8501

滋賀県彦根市元町4番2号

TEL 0749-30-6150

FAX 0749-23-1777

E-mail kikikanri@ma.city.hikone.shiga.jp